

令和4年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和3年5月13日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人等の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進など、国立大学等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあっては、国立大学等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地域・社会・世界への貢献や新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備にあたっては、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3～7年度）」（令和3年3月）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ100年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DXの加速化やカーボンニュートラルへの対応をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学等に求められる教育研究活動への対応に必要な機能を強化する。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・commons（共創拠点）」の実現を目指す。

令和4年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

（1）安全・安心の確保

- 経年45年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための老朽改修を推進
- 法定耐用年数の2倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

（2）機能強化等への対応

- 老朽改修等にあわせて実施する、キャンパスのイノベーション・commons化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 大学の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備

- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

(3) カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修により ZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、推進に当たっては、政府の高等教育政策や科学技術・イノベーション政策に関する動向、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「成長戦略フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保、昨年度に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等にも留意する。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方に基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- (1) 要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- (2) 病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、(1)を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。
- (3) PFI事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等におけるPFI事業の考え方」及び「PFI事業評価基準」に基づき、PFIに係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和4年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和4年度予算案における事業選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2. に従い検討会が実施する令和4年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

令和4年度概算要求事業 評価方法

(別添)

カテゴリー：(1) 安全・基盤事業、(2) 機能強化事業、(3) 共創環境形成促進事業
 個別評価項目：1. 安全安心な教育環境基盤の整備、2. 機能強化等への対応、
 3. カーボンニュートラルに向けた取組、4. 施設マネジメント
 全体評価項目：1. 多様な財源による整備状況、2. 適正な事業執行、
 3. 施設に係る法令等の遵守

(1) 安全・基盤事業

(対象事業)

- 建物の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の安全確保や性能維持を主たる目的とした事業
- 基幹・環境整備 など

(2) 機能強化事業

(対象事業)

- 新增築、改築事業
- 建物の改修事業のうち、老朽化の解消と併せ、教育研究の高度化、産業界等との共創など「活動」に伴う建物の機能強化を図るもの
- 病院の再生整備

(3) 共創環境形成促進事業

(対象事業)

- 地域・産業界との共創拠点を整備する事業

(参考) 長寿命化促進事業

評価は別途実施

I 個別評価

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備

【4点満点】

2. 機能強化等への対応

【4点満点】

3. カーボンニュートラルに向けた取組

【外数1点】

4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)

【4点満点】

(Iの満点) (1)、(3) 8点×1.5=12点 (2) 12点

II 全体評価

1. 多様な財源による整備状況 【○、×】

2. 適正な事業執行 【○、×】

3. 施設に係る法令等の遵守 【○、×】

IIの1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

総合評価

総合評価	I 個別評価とII 全体評価の合計点 [12点満点]
S評価※	11点以上
A評価	9点以上
B評価	7点以上
C評価	6点以下

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目(3は除く)の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。

「Ⅰ 個別評価」の考え方

1. 安全安心な教育環境基盤の整備 [a,b,c (3段階評価)]

[評価の視点] 耐震性能、経年状況、事故歴等による(新增築の評価は4と連動)

2. 機能強化等への対応 [a, b+, b, c (4段階評価)]

①必要性・緊急性 [a,b,c (3段階評価)]

②持続発展性等 [a,b,c (3段階評価)]



全てa

aとb

全てb

左記以外(cを有する)

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(0点)

[評価の視点] →後掲

3. カーボンニュートラルに向けた取組 [a,- (2段階評価)]

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』(先導的なNearly ZEBを含む)で求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

[評価の視点]

- カーボンニュートラルの実現に向けた全学的取組の状況
- 対象建物のZEBによる省エネ効果

ただし、令和4年度要求事業については、カーボンニュートラルの実現に向けた全学的取組が必ずしも十分でなくても、先導的取り組みが見込まれる個別事業について、評価の対象とする。

4. 施設マネジメント

事業計画の適正性 [a,b+,b,c (4段階評価)]

- ① 事業規模等
- ② 事業費用

③ 多様な財源の確度、事業目的等
[共創環境形成促進事業のみ]

[条件を満たさない場合は評価対象外]



全てa

aとb

全てb

左記以外(cを有する)

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(1点)

[評価の視点]

(4 ①事業規模等)

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設/基幹設備を対象としているか。
- (改築の場合、) 取壊し予定の建物が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- (増築等の場合、) 狭隘化の状況のみならず、大学経営的な判断、取組(財源見通し)が反映されているか。

(4 ②事業費用)

- 事業規模当たりの費用が過大でないか。

(4 ③多様な財源の確度、事業目的等)

- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、建物の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

基本的な考え方

○「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」のそれぞれについて評価

・高く評価できる取組:「a」 ・評価できる取組:「b」 ・低評価の取組:「c」

○上記の評価を行った結果、全体評価を以下の通りとする。

・①②が「ともにa」の場合は全体評価を「a」

・①②が「aとb」の場合は全体評価を「b+」

・「全てb」の場合は全体評価を「b」

・上記以外は全体評価を「c」

附属病院以外の事業

施設整備の必要性・緊急性 ① 必要性・緊急性	※ 機能強化が必要となる施設面の課題、課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。「活動」の実態が既にある場合、「活動」の主体が決まっている場合等は、それらについても記載すること。（参考資料としてA4のポンチ絵1枚を添付すること。詳細は後述）。 この項目における評価の観点には以下の通りである。 ・当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。 ・本事業が、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ化に施設面から資するものであるか。なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価せず、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。 ※ イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」については、上記の「施設」を「屋外環境整備」に読み替えて具体的に記載。
大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係	※本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）、または政府の政策等に照らして必要なものであることを、文書の該当部分を引用するなどして具体的に、わかりやすく、明確に記載する。 この項目における評価の観点には以下の通りである。 ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであるかどうか。 ・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。

「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ポンチ絵）には、以下の2点の内容を含むこと。
（建物整備、外部パブリックスペース共通）

- ・大学等が目指すキャンパス全体（または当該施設が属する団地）の「イノベーション・コモンズ」の全体イメージ。なお、組織として目指す「イノベーション・コモンズ」を決定した文書や実現までのロードマップ等があれば、その名称等を記載（当該文書やロードマップ*の策定状況について、今年度は評価の対象としないが次年度以降は評価の観点に加える可能性がある）。

*既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。

（建物整備の場合）

- ・整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報を含む、本事業により整備する建物の平面イメージ（改修・増改築の場合には、事業前後の違いが分かるようにすること）。

（外部パブリックスペース整備の場合）

- ・他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、整備内容、空間形勢の工夫、スペースの有効活用等の情報を含む、本事業により整備する平面イメージ。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

② 持続発展性等	持続 発展性	※ 中長期的な教育研究活動の継続・発展に向けて実施する取組、当該活動により期待できる中長期的な効果・成果、活動を支える枠組み（個別名称があれば記載すること）や施設整備等による特徴や工夫について具体的にわかりやすく記載。 ※ イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」については、上記に加え、他施設と有機的に連携した空間形成の工夫や特徴を踏まえて具体的に記載。 本項目における評価の観点には以下の通りである。 ・ 本事業の実施により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できるか。 ・ 本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。
	地域社会等との連携	※ 社会との接点（地域、自治体、産業界など）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）、取組を支える施設整備上の工夫を具体的にわかりやすく記載。 ※ 地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載すること（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。 この項目における評価の観点には以下の通りである。 ・ 本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できるか。
参考	他のプロジェクトとの関係	〈該当がある場合のみ〉 ※ 当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省又は他省庁等の経費（プロジェクト経費、研究費等）を採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合には、具体的なプロジェクトの名称とその実施期間を記載。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

基本的な考え方

- 「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」のそれぞれについて評価
 - ・高く評価できる取組:「a」 ・評価できる取組:「b」 ・低評価の取組:「c」
- 上記の評価を行った結果、全体評価を以下の通りとする。
 - ・①②が「ともにa」の場合は全体評価を「a」
 - ・①②が「aとb」の場合は全体評価を「b+」
 - ・「全てb」の場合は全体評価を「b」
 - ・上記以外は全体評価を「c」

附属病院

施設整備 の必要性 ・緊急性	病院の抱える機能・役割面での課題、課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。「活動」の実態が既にある場合、「活動」の主体が決まっている場合等は、それらについても記載すること。（参考資料としてA4のポンチ絵1枚を添付すること。詳細は後述）。 今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時における医療活動の継続に寄与する施設整備について、その必要性を、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。 この項目における評価の観点には以下の通りである。 ・当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。 ・本事業が、大学が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ化に施設面から資するものであるか。 ・不測の事態発生時における医療活動の継続が既存施設では対応できず、本事業が必要不可欠なものであるか。 なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価せず、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。
① 必要性・緊急性 大学の ミッション・ビジョン 等と本事業 の関係	本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）照らして必要なものであること及び本事業が病院の中長期的な施設整備計画に位置づけられたものであることを、文書の該当部分を引用するなどして具体的に、わかりやすく、明確に記載する。 さらに、本事業に関連した外的要因（政府の医療政策、新たな医療需要、地域性（地域医療計画など）等を指す。以下同じ。）について、地域間及び附属病院間ネットワークにおける附属病院の位置づけを明確にした上で、①教育、②研究、③診療、④地域医療、⑤国際化の機能・役割のうち、本事業に関係する機能・役割を、わかりやすく、明確に記載。 この項目における評価の観点には以下の通りである。 ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成、社会的課題の解決、外的要因に掲げられている社会的な役割・要請に応じるためのものであるかどうか。 ・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。 ・本事業が病院の中長期的な施設整備計画に明確に位置づけられたものであるかどうか。

「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ポンチ絵）には、大学が目指すキャンパス全体（または当該施設が属する団地）の「イノベーション・コモンズ」の全体イメージを含むこと。なお、組織として目指す「イノベーション・コモンズ」を決定した文書や実現までのロードマップ等があれば、その名称等を記載（当該文書やロードマップ*の策定状況について、今年度は評価の対象としないが次年度以降は評価の観点に加える可能性がある）。

*既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

持続 発展性 (地域社 会等との 連携を含 む。) ② 持続 発展性 等	中長期的な教育研究活動や医療活動※¹の継続・発展に向けて実施する取組及び当該活動により期待できる中長期的な効果・成果について、具体的にわかりやすく記載（本記載には、当該活動を支える枠組み（個別名称があれば記載すること）や、施設整備等による特徴・工夫についても記載。）。 社会との接点（地域、自治体、産業界など※²）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）や、外的要因に掲げられている社会的な役割・要請に係る取組に対応するための施設整備上の特徴・工夫※³を具体的にわかりやすく記載。 また、今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時における医療活動の継続に寄与する施設整備について、その際に地域等から求められている当該附属病院の役割を記載の上、可能となる医療活動や、そのための施設整備上の工夫等を具体的にわかりやすく記載。 ※1：教育研究活動や医療活動については、<u>本事業に係る事項の状況等</u>（例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数など）を合わせて記載。 ※2：地域、自治体、産業界については<u>協力相手先の具体的な個別名称を記載すること</u>（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。 ※3：将来の変化に対応するための建築的工夫については、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会・報告書」（平成26年3月今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会）第3章第2節3.及び別紙も参照。 本項目における評価の観点は以下の通りである。 ・本事業の実施により教育研究活動や医療活動の活性化・高度化、成果の創出が期待できるか。 ・本事業により整備した建物が<u>中長期的に活用される見通しがあるかどうか。</u> ・<u>本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の実現・活性化や、社会的な役割・要請に応じた取組の実現・活性化、附属病院と社会との連携強化が期待されるか。</u> ・附属病院の機能・役割等の<u>将来的な変化への対応が可能な施設整備計画となっているか、工夫がなされているか。</u> ・不測の事態発生時に地域等から求められている当該附属病院の役割を果たすものとなっているか。
参考 他のプロジェクトとの関係	〈該当がある場合のみ〉 ※当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省又は他省庁等の経費（プロジェクト経費、研究費等）を採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合には、具体的なプロジェクトの名称とその実施期間を記載。

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去5年間に多様な財源による施設整備の実績がない場合

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※¹
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※¹
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※¹
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書※¹で当該事業が繰越※²の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(平成30年度～令和2年度)※³に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(平成30年度～令和2年度)※³に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※¹
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※¹

※¹ 原則、昨年の7月から今年の6月末までに判明したもの。

※² 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※³ 原則、3年に1度の報告義務があるため。

上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点